

関稅定率法等の一部を改正する法律（案）新旧対照条文目次

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（第一条關係）	1
関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条關係）	2
関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第三条關係）	22
通關業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（附則第五条關係）	30

関税率法（明治四十二年法律第五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
五・五・ 五・	番号	別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九條の二、第二十條の二関係）	五・五・ 五・	番号	別表 関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九條の二、第二十條の二関係）
絹紡糸及び絹紡細糸（小売用に したものを除く。）	品名		絹紡糸及び絹紡細糸（小売用に したものを除く。） 一 絹紡糸 二 絹紡細糸	品名	
無税	税率		九・六% 一五%	税率	

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

目次

- 第一章～第五章（省略）
- 第六章 通関
 - 第一節（省略）
 - 第二節 輸出申告の特例（第六十七条の三 第六十七条の十八）
 - 第三節～第八節（省略）
- 第六章の二～第十一章（省略）
- 附則
- （申告の特例）

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）又は当該貨物の輸入に係る通関手続（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二条第一号イ(1)（定義）に規定する通関手続をいう。以下同じ。）を認定通関業者（第七十九条の二（規則等に関する改善措置）に規定する認定通関業者をいう。第六十三条の二第一項、第六十三条の七第一項第二号イ及び第六十七条の三第一項第二号において同じ。）に委託した者（以下「特例委託輸入者」という。）は、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

2～6（省略）

現 行

目次

- 第一章～第五章 同上
- 第六章 同上
 - 第一節 同上
 - 第二節 輸出申告の特例（第六十七条の三 第六十七条の十二）
 - 第三節～第八節 同上
- 第六章の二～第十一章 同上
- 附則
- （申告の特例）

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）又は当該貨物の輸入に係る通関手続（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二条第一号イ(1)（定義）に規定する通関手続をいう。以下同じ。）を認定通関業者（第七十九条の二（規則等に関する改善措置）に規定する認定通関業者をいう。第六十三条の二第一項、第六十三条の七第一項第二号イ及び第六十七条の三第一項において同じ。）に委託した者（以下「特例委託輸入者」という。）は、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

2～6 同上

(承認の要件)

第七条の五 税関長は、第七条の二第五項(申告の特例)の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ及びロ (省略)

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の二第七項(都道府県暴力追放運動推進センター)の規定を除く。以下同じ。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号(定義)に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過していない者(以下「暴力団員等」という。)であるとき。

ホ その業務についてイからニまでに該当する者を役員とする法人であるとき、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であるとき。

ヘ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であるとき。

ト (省略)

(承認の要件)

第七条の五 同上

一 同上

イ及びロ 同上

ハ その業務についてイ若しくはロに該当する者を役員とする法人であるとき、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であるとき。

二 同上

チ (省略)
リ (省略)
二及び三 (省略)

(承認の取消し)

第七条の十二 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七条の二第二項(申告の特例)の承認を取り消すことができる。

一 特例輸入者が次のいずれかに該当するとき。

イ 二 (省略)

ホ 第七条の五第一号イからハまで又は第二号(承認の要件)のいずれかに該当するとき。

ヘ (省略)

二 (省略)

2 (省略)

(許可の要件)

第四十三条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条第一項の許可をしないことができる。

一 三 (省略)

四 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助

勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集

合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条

(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、

罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受ける

ことがなくなつた日から二年を経過していない場合

五 申請者が暴力団員等である場合

ホ 同上
ヘ 同上
二及び三 同上

(承認の取消し)

第七条の十二 同上

一 同上

イ 二 同上

ホ 第七条の五第一号イからハまで又は第二号(承認の要件)のいずれかに該当するとき。

ヘ 同上

二 同上

2 同上

(許可の要件)

第四十三条 同上

一 三 同上

六| 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合

七| 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者である場合

八| (省略)

九| (省略)

十| (省略)

(許可の取消し等)

第四十八条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

一| (省略)

二| 許可を受けた者について第四十三条第二号から第十号まで(許可の要件)のいずれかに該当することとなつたとき。

2 (省略)

(承認の要件)

第五十一条 税関長は、前条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一| 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ及びロ| (省略)

ハ| 第四十三条第二号から第七号まで(許可の要件)に掲げる場合に該当している者であること。

ニ及び三| (省略)

四| 申請者が前三号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合

五| 同上

六| 同上

七| 同上

(許可の取消し等)

第四十八条 同上

一| 同上

二| 許可を受けた者について第四十三条第二号から第七号まで(保税蔵置場の許可をしないことができる場合)のいずれかに該当することとなつたとき。

2 同上

(承認の要件)

第五十一条 同上

一| 同上

イ及びロ| 同上

ハ| 第四十三条第二号から第四号まで(許可の要件)に掲げる場合に該当している者であること。

ニ及び三| 同上

(総合保税地域の許可)

第六十二条の八 (省 略)

2 税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～四 (省 略)

五 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人(当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。次号において同じ。)が第四十三条第一号から第七号まで(許可の要件)に掲げる場合に該当しないこと。

六 (省 略)

(承認の要件)

第六十三条の四 税関長は、第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ～ハ (省 略)

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四十四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の三第一項(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ホ 暴力団員等であること。

(総合保税地域の許可)

第六十二条の八 同上

2 同上

一～四 同上

五 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人(当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。次号において同じ。)が第四十三条第一号から第四号まで(保税蔵置場の許可の要件)に掲げる場合に該当しないこと。

六 同上

(承認の要件)

第六十三条の四 同上

一 同上

イ～ハ 同上

へ) その業務についてイからホまでに該当する者を役員とする法人であること又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。

ト) 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること。

- チ) (省略)
- 二及び三) (省略)

(承認の取消し)

第六十三条の八 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を取り消すことができる。

- 一 特定保税運送者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 第六十三条の四第一号イからトまで(承認の要件)に該当することとなつたとき又は同条第二号に適合しないこととなつたとき。

- ロ) (省略)
- 二) (省略)
- 2) (省略)

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 次に掲げる者は、輸出申告をする場合において、前条第一項の規定の適用を受けないことを希望する旨の申出をすることができる。この場合においては、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない。

ニ) その業務についてイからハまでに該当する者を役員とする法人であること、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。

- ホ) 同上
- 二及び三) 同上

(承認の取消し)

第六十三条の八 同上

- 一同上
- イ 第六十三条の四第一号イからニまで(承認の要件)に該当することとなつたとき又は同条第二号に適合しないこととなつたとき。

- ロ) 同上
- 二) 同上
- 2) 同上

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 貨物を輸出しようとする者であつて、あらかじめ税関長の承認を受けた者(以下「特定輸出者」といふ。)(又は当該貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委託した者)次項において「特定委託輸出者」といふ。)(は、その輸出申告をする場合において、前条第一項の規定の適用を受けないことを希望する旨の申出をすることができる。この場合においては、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない。

<p>一 貨物を輸出しようとする者であつてあらかじめ税関長の承認を受けた者（以下この節において「特定輸出者」という。）</p> <p>二 貨物を輸出しようとする者であつて当該貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委託した者（次項において「特定委託輸出者」という。）</p> <p>三 認定製造者（第六十七条の十四（規則等に関する改善措置）に規定する認定製造者をいう。以下この号及び第四項において同じ。）が製造した貨物を当該認定製造者から取得して輸出しようとする特定製造貨物輸出者（第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次項及び第四項において同じ。）</p>	<p>2 特定輸出申告（前項の規定により特定輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。以下同じ。）及び特定委託輸出申告（前項の規定により特定委託輸出者が行う同条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。第六項及び第七十九条の三第三項において同じ。）及び特定製造貨物輸出申告（前項の規定により特定製造貨物輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。以下この節において同じ。）は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。この場合において、特定委託輸出者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。</p>
<p>2 特定輸出申告（前項の規定により特定輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。以下同じ。）、特定委託輸出申告（前項の規定により特定委託輸出者が行う同条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。第六項及び第七十九条の三第三項において同じ。）及び特定製造貨物輸出申告（前項の規定により特定製造貨物輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。以下この節において同じ。）は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。この場合において、特定委託輸出者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。</p>	<p>2 特定輸出申告（前項の規定により特定輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。以下同じ。）及び特定委託輸出申告（前項の規定により特定委託輸出者が行う同条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。第五項及び第七十九条の三第三項において同じ。）は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。この場合において、特定委託輸出者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。</p>
<p>3 （省 略）</p> <p>4 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出申告に際しては、当該特定製造貨物輸出申告に係る貨物の品名、数量その他の政令で定め</p>	<p>3 同 上</p>

る事項を記載した書面であつて認定製造者が作成したもの（第六十七條の十三第三項第二号イ及び第六十七條の十七第一項第三号において「貨物確認書」という。）を税関長に提出しなければならない。

5 第一項第一号の承認を受けようとする者は、同項の規定の適用を受けて輸出申告をしようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

6 特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の申告事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（承認の要件）

第六十七條の四 税関長は、前条第一項第一号の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 八（省略）

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四條（傷害）、第二百六條（現場助勢）、第二百八條（暴行）、第二百八條の三第一項（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二條（脅迫）若しくは第二百四十七條（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ホ 暴力団員等であること。

ヘ その業務についてイからホまでに該当する者を役員とする法人であること又はその者を代理人、使用人その他の従業者とし

4 第一項の承認を受けようとする者は、同項の規定の適用を受けて輸出申告をしようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

5 特定輸出申告及び特定委託輸出申告の申告事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（承認の要件）

第六十七條の四 税関長は、前条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 同上

イ 八 同上

二 その業務についてイから八までに該当する者を役員とする法人であること、又はその者を代理人、使用人その他の従業者と

て使用する者であること。

ト 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること。

チ 第六十七条の九第一号又は第二号口（承認の取消し）の規定により前条第一項第一号の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。

ニ 承認を受けようとする者が、特定輸出申告を電子情報処理組織を使用して行うことその他特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務（当該貨物を輸出のために外国貿易船等に積み込むまでの間の当該貨物の管理に関する業務を含む。次号並びに第六十七条の十三第一項及び第二項において同じ。）を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

三 （省 略）

（帳簿の備付け等）

第六十七条の六 （省 略）

2 電子帳簿保存法第四条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六条第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八条から第十条まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条（第三項第二号から第五号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特定輸出者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

して使用する者であること。

ホ 第六十七条の九第一号又は第二号口（承認の取消し）の規定により前条第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。

ニ 承認を受けようとする者が、特定輸出申告を電子情報処理組織を使用して行うことその他特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務（当該貨物を輸出のために外国貿易船等に積み込むまでの間の当該貨物の管理に関する業務を含む。次号において同じ。）を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

三 同 上

（帳簿の備付け等）

第六十七条の六 同 上

2 同 上

げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第四条第二項</p>	<p>国税関係書類の全部</p>	<p>関税法第六十七条の六第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類（以下「関税関係書類」という。）の全部</p>	<p>読み替える電子帳簿保存法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>国税関係帳簿の全部又は一部</p>	<p>関税法第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）</p>	<p>読み替える電子帳簿保存法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>読み替える電子帳簿保存法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>

	第九條			第六條第一項		第五條第三項	第五條第一項
<p>代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）</p>	<p>代える日</p>	<p>関税関係帳簿</p>	<p>関税関係帳簿</p>	<p>国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）</p>	<p>関税関係帳簿の備付けを開始する日</p>	<p>関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の</p>	<p>関税関係帳簿</p>
	同上			同上		同上	同上
	同上	同上	同上	同上		同上	同上
	同上	同上	同上	同上		同上	同上

第十條	同条第六項中「第四 条各項」とあるのは 「前条各項」と、第 七条第一項	第七条第一項
	所得税（源泉徴収に 係る所得税を除く。 ）及び法人税に係る 保存義務者	特定輸出者
第十一條第三項第一 号	所得税法第四百十五 条第一号（青色申告 の承認申請の却下） （同法第六百六十六 条（申告、納付及び還 付）において準用す る場合を含む。） 帳簿書類） 、第五條各項 若しくは第十條（電 子取引の取引情報に 係る電磁的記録の保 存）	関税法第六十七條の 九第一号（承認の取 消し） 政令で定めるところ 若しくは第五條各項 に規定する財務省令 で定めるところ

（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）
第六十七條の七 特定輸出者は、第六十七條の三第一項（輸出申告の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項第一号の承認をした税関長に届け出ることができる。

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）
第六十七條の七 特定輸出者は、第六十七條の三第一項（輸出申告の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出ることができる。

(承認の失効)

第六十七条の八 第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

一 (省 略)

二 特定輸出者が死亡した場合で、第六十七条の十において準用する第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 五 (省 略)

2 第六十七条の三第一項第一号の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人(承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)は、その失効前に輸出の許可を受けた特定輸出貨物に係る第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務並びにこの法律その他の関税に関する法律の規定により課される当該特定輸出貨物に係るその他の義務を免れることができない。

(承認の取消し)

第六十七条の九 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認を取り消すことができる。

一 及び二 (省 略)

(製造者の認定)

第六十七条の十三 貨物を製造する者は、申請により、自ら製造した貨物の輸出に関する業務が、自己、輸出者その他の者により適正か

(承認の失効)

第六十七条の八 第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

一 同上

二 特定輸出者が死亡した場合で、第六十七条の十(許可の承継に ついての規定の準用)において準用する第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 五 同上

2 第六十七条の三第一項の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人(承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)は、その失効前に輸出の許可を受けた特定輸出貨物に係る第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の備付け及び記載並びに帳簿書類の保存の義務並びにこの法律その他の関税に関する法律の規定により課される当該特定輸出貨物に係るその他の義務を免れることができない。

(承認の取消し)

第六十七条の九 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)の承認を取り消すことができる。

一 及び二 同上

つ確実に行われるよう、当該業務の遂行を適正に管理することができるものと認められる旨の税関長の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、当該申請者及び特定製造貨物輸出者（当該申請者が製造する貨物を輸出しようとする者であつて、当該貨物の輸出に関する業務を当該申請者の管理の下に行う者をいう。以下この節において同じ。）の住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を、当該申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律若しくは関税率法その他関税に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であること。

ロ 第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）に規定する他の法令の規定のうち、輸出に関する規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者（イに規定する者を除く。）であること。

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条（傷害）、第二百六条（現場助勢）

、第二百八条（暴行）、第二百八条の三第一項（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ホ 暴力団員等であること。

ヘ その業務についてイからホまでに該当する者を役員とする法人であること又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。

ト 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること。

チ 第六十七条の十七第一項（認定の取消し）の規定により第一項の認定を取り消された日から三年を経過していない者であること。

二 申請者が次のいずれにも該当すること。

イ 特定製造貨物輸出者が申請者から取得して輸出しようとする特定製造貨物（申請者の製造した貨物をいう。以下この号において同じ。）について、適正な貨物確認書の作成及びその特定製造貨物輸出者への交付その他の特定製造貨物の輸出申告が適正に行われることを確保するために必要な業務を遂行する能力を有していること。

ロ 特定製造貨物が輸出のために外国貿易船等に積み込まれるまでの間の当該特定製造貨物の管理について、その状況を把握するとともに、当該特定製造貨物に係る輸出申告の内容に即して適正に行われることを確保するために必要な業務を遂行する能力を有していること。

ハ イ及びロに規定する業務を適正かつ確実に行うために必要な

業務の実施の方法として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

三 特定製造貨物輸出者が次のいずれにも該当すること。

イ 第六十七条の四第一号イからチまで（承認の要件）のいずれにも該当しないこと。

ロ 輸出申告を電子情報処理組織を使用して行う能力を有していること。

4 第二項の申請書の提出その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（規則等に関する改善措置）

第六十七条の十四 税関長は、前条第一項の認定を受けた者（以下この節において「認定製造者」という。）について、その製造した貨物に係る特定製造貨物輸出申告がこの法律の規定に従って行われなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定製造者に対し、同条第三項第二号八に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号八に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）

第六十七条の十五 認定製造者は、第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を受けている必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の認定をした税関長に届け出ることができる。

（認定の失効）

第六十七条の十六 第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定

は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

- 一 前条の規定による届出があつたとき。
- 二 認定製造者が死亡した場合で、第六十七条の十八において準用する第四十八条の二第二項（許可の承継）の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしな
い旨の処分があつたとき。
- 三 認定製造者が解散したとき。
- 四 認定製造者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 五 税関長が認定を取り消したとき。

2 第六十七条の十三第一項の認定が失効した場合において、特定製造貨物輸出申告に係る貨物（輸出の許可を受けていないものに限る。）があるときは、当該貨物に係る通関手続が終了するまでの間は、当該認定を受けていた者又はその相続人（認定を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人）が引き続き当該認定を受けているものとみなす。

（認定の取消し）

第六十七条の十七 税関長は、次の各号のいずれかに該当する事由があるとき、第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を取り消すことができる。

- 一 認定製造者が第六十七条の十三第三項第一号イからトまでに該当することとなつたこと又は同項第二号イ若しくはロに該当しないこととなつたこと。
- 二 認定製造者が第六十七条の十四（規則等に関する改善措置）の規定による税関長の求めに応じなかつたこと。
- 三 認定製造者が偽つた貨物確認書を特定製造貨物輸出者に交付し

たこと。

四 特定製造貨物輸出者が第六十七条の十三第三項第三号イ又はロに該当しないこととなつたこと。

2 前項の規定による認定の取消しの手続その他同項の規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

(許可の承継についての規定の準用)

第六十七条の十八 第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承
継)の規定は、認定製造者について準用する。この場合において、
必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 提出書類及び検査手続

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 五の二 (省略)

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手(郵便切手
以外の郵便に関する料金を表す証券を含む。以下この号において
同じ。)(又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品(印紙の模造
品にあつては印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第百八十九号
(第一条第二項の規定により財務大臣の許可を受けて輸入するも
のを除き、郵便切手の模造品にあつては郵便切手類模造等取締法
(昭和四十七年法律第五十号)第一条第二項の規定により総務大
臣の許可を受けて輸入するものを除く。))並びに不正に作られた
代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成す
る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて
は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計
算機による情報処理の用に供されるものをいう。))をその構成部

第三節 同上

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 同上

一 五の二 同上

六 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び
模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯
金の引出用のカードを構成する電磁的記録(電子的方式、磁气的
方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で
作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され
るものをいう。))をその構成部分とするカード(その原料となるべ
きカードを含む。)

分とするカード（その原料となるべきカードを含む。）

七、十（省略）

2及び3（省略）

（通関業者の認定）

第七十九条（省略）

2（省略）

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ、二（省略）

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条（傷害）、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第二百八条の三第一項（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ヘ 暴力団員等であること。

ト その業務についてホ若しくはヘに該当する者を役員とする法人であること又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。

チ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること。

二及び三（省略）

4及び5（省略）

七、十 同上

2及び3 同上

（通関業者の認定）

第七十九条 同上

2 同上

3 同上

一 同上

イ、二 同上

二及び三 同上

4及び5 同上

<p>(認定の取消し)</p> <p>第七十九条の四 税関長は、認定通関業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第七十九条第三項第一号八から子までに該当することとなつたとき又は同項第二号に適合しないこととなつたとき。</p> <p>二 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(認定の取消し)</p> <p>第七十九条の四 同 上</p> <p>一 第七十九条第三項第一号八若しくは二に該当することとなつたとき又は同項第二号に適合しないこととなつたとき。</p> <p>二 同 上</p> <p>2 同 上</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十二年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十二年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマ</p>	<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で平成二十一年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限まで又は当該期間内）に輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で平成二十一年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p> <p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から平成二十年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条及び別表第一の六において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマ</p>

ラケシユ議定書に附属する讓許表の第三十八表の日本国の讓許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 7 (省 略)

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、

ケシユ議定書に附属する讓許表の第三十八表の日本国の讓許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

2 7 同 上

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から平成二十年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2 及び 3 同 上

（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）

第七条の五 平成七年度から平成二十年度までの各年度において、関

関税率法別表第二・一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第二・二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十一年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十一年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に

税率法別表第二・一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第二・二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。）が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日（その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。第三項において「第一号に係る発動日」という。）から当該年度の末日まで。

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成二十年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相

相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量として
あらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌
年度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同
年度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」とい
う。)から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 (省 略)

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、
関税率法別表第一 三・九二号に掲げる豚(生きているもの
に限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八にお
いて「生きている豚」という。)並びに同法別表第二 三・一
号の二、第二 三・一二号の二、第二 三・一九号の二、第二
三・二二号の二、第二 三・二二号の二及び第二 三・二九
号の二に掲げる豚の肉、同表第二 六・三 号の二の(二)及び第
二 六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第二 一
号、第二 二一・一二号、第二 二一・一九号及び第二 二一
九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一 六 二・四一
号の一、第一 六 二・四二号の一及び第一 六 二・四九号の二の(一)に
掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び
第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げ
る場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各
号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一
の三第一 一 三・九二号の 中、「同表第一項第一号」とあるのは、「
同表第一項第二号」と、同表第二 二 三・一一号の二の 中、「同表
第二項第一号」とあるのは、「同表第二項第二号」と、同表第二 二
三・一二号の二の 中、「同表第三項第一号」とあるのは、「同表第三
項第二号」と、同表第二 二一・一一号の 中、「同表第四項第一号

当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量としてあ
らかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合 当該年度の翌年
度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同年
度の五月一日。第三項において「第二号に係る発動日」とい
う。)から同年度の第一四半期の末日まで。

2及び3 同 上

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成二十年度までの各年度において、関
税率法別表第一 三・九二号に掲げる豚(生きているものに限
る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において
「生きている豚」という。)並びに同法別表第二 三・一 号の
二、第二 三・一二号の二、第二 三・一九号の二、第二
三・二二号の二、第二 三・二二号の二及び第二 三・二九
号の二に掲げる豚の肉、同表第二 六・三 号の二の(二)及び第
二 六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第二 一
号、第二 二一・一二号、第二 二一・一九号及び第二 二一
九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一 六 二・四一
号の一、第一 六 二・四二号の一及び第一 六 二・四九号の二の(一)に
掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第
一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる
場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号
に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、別表第一の
三第一 一 三・九二号の 中、「同表第一項第一号」とあるのは、「同
表第一項第二号」と、同表第二 二 三・一一号の二の 中、「同表第
二項第一号」とあるのは、「同表第二項第二号」と、同表第二 二 三
・一二号の二の 中、「同表第三項第一号」とあるのは、「同表第三項
第二号」と、同表第二 二一・一一号の 中、「同表第四項第一号」

「とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二（省略）

2 平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6（省略）

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十一年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法

とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 同上

2 平成七年度から平成二十年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3 6 同上

7 財務大臣は、平成七年度から平成二十年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法

	別表の番号
	品名
	税率

五・五・	別表の番号
二 一 絹紡糸 絹紡糸 絹紡糸 絹紡糸 絹紡糸 絹紡糸 絹紡糸及び絹紡糸(小売用に したものを除く。)	品名
七・三 七・三 % %	税率

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

開税率法	品名	税率	
		税率	税率
別表の番号	品名	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から
		平成八年三月一日から	平成九年三月一日から
		平成九年三月一日から	平成十年三月一日から
		平成十年三月一日から	平成十一年三月一日から
		平成十一年三月一日から	平成十二年三月一日から
		平成十二年三月一日から	平成十三年三月一日から

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	品目	基準輸入価格	
		税率	税率
(省略)	品目	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から
		平成八年三月一日から	平成九年三月一日から
		平成九年三月一日から	平成十年三月一日から
		平成十年三月一日から	平成十一年三月一日から
		平成十一年三月一日から	平成十二年三月一日から
		平成十二年三月一日から	平成十三年三月一日から

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率	
		税率	税率
(省略)	品目	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から
		平成八年三月一日から	平成九年三月一日から
		平成九年三月一日から	平成十年三月一日から
		平成十年三月一日から	平成十一年三月一日から
		平成十一年三月一日から	平成十二年三月一日から
		平成十二年三月一日から	平成十三年三月一日から

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定開税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

開税率法	品名	税率	
		税率	税率
別表の番号	品名	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から
		平成八年三月一日から	平成九年三月一日から
		平成九年三月一日から	平成十年三月一日から
		平成十年三月一日から	平成十一年三月一日から
		平成十一年三月一日から	平成十二年三月一日から
		平成十二年三月一日から	平成十三年三月一日から

別表第一の三の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表（第七条の六関係）

項名	品目	基準輸入価格	
		税率	税率
同上	品目	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から
		平成八年三月一日から	平成九年三月一日から
		平成九年三月一日から	平成十年三月一日から
		平成十年三月一日から	平成十一年三月一日から
		平成十一年三月一日から	平成十二年三月一日から
		平成十二年三月一日から	平成十三年三月一日から

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算開税率表（第七条の三関係）

項名	品目	税率	
		税率	税率
同上	品目	平成七年四月一日から	平成八年四月一日から
		平成八年三月一日から	平成九年三月一日から
		平成九年三月一日から	平成十年三月一日から
		平成十年三月一日から	平成十一年三月一日から
		平成十一年三月一日から	平成十二年三月一日から
		平成十二年三月一日から	平成十三年三月一日から

別表第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る開税の緊急措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

(省略)	別表の番号	関税定率法	
	品名		
	れるもの	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されたもの	税率
	れるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されたもの	税率
	されるもの	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで輸入されたもの	税率
	の	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで輸入されたもの	税率
	の	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで輸入されたもの	税率

同上	別表の番号	関税定率法	
	品名		
	れるもの	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されたもの	税率
	れるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されたもの	税率
	されるもの	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで輸入されたもの	税率
	の	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで輸入されたもの	税率
	の	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで輸入されたもの	税率

通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。</p> <p>一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。</p> <p>イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。</p> <p> 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続（関税の確定及び納付に関する手続を含む。以下「通関手続」という。）</p> <p> （一）（省 略）</p> <p> （四）（省 略）</p> <p> （五） 関税法第六十七条の三第一項第一号の承認の申請及び（省 略）</p> <p> ロ （省 略）</p> <p>二、四 （省 略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 同上</p> <p>一 同上</p> <p>イ 同上</p> <p> 同上</p> <p> （一）（四） 同上</p> <p> （五） 関税法第六十七条の三第一項の承認の申請及び 同上</p> <p> ロ 同上</p> <p>二、四 同上</p>